

令和5年度

那覇市進出可能産業調査事業に係る

公募型プロポーザル募集要領

○問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 6F

那覇市経済観光部商工農水課 産業政策G

電話：098-951-3212 FAX：098-951-3213

メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。

目 次

1	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	見積上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	プロポーザル方式の形式・・・・・・・・・・	1
4	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	候補者決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	提案審査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	契約締結に向けての協議・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	契約に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6
12	スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・	7
13	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

令和 5 年度 那覇市進出可能産業調査事業業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続については、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名

「令和 5 年度 那覇市進出可能産業調査」業務委託（以下、「本事業」という。）

(2) 業務の目的

那覇空港・那覇港エリアは、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」においても、世界に開かれた我が国の南の玄関口として、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市としての産業集積を目指すとして、今後の産業利用が期待されるエリアである。

そのため、本エリアを戦略的に利活用することは、那覇市のみならず沖縄県全体にも大きな経済効果をもたらす非常に大きな可能性を有している。このエリアを有効活用することで、市内外の企業・関係機関の連携による相乗効果や、多くの組織間の競争を通じたイノベーションの創出が期待できる。当該エリアの開発は、地域の企業競争力を高めるために有用である産業集積・クラスター化の可能性を秘めており、那覇市にとっても非常に重要な事業であることから、産業振興のために有効活用するための調査事業を実施する。

(3) 業務内容

別紙 令和5年度那覇市進出可能産業事業に係る業務委託仕様書 のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 見積上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

提案事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 租税の滞納がないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。

エ 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。

オ 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条、及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

キ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。

ケ 関係法令を遵守すること。

コ 公序良俗に反しないこと。

サ 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。

ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4（1）参加資格要件」記載のア～コまでの要件を全て満たすこと。

(3) 共同企業体要件

共同企業体として応募する場合は、代表構成員は「4（1）参加資格要件」記載のア～サまでの要件を、その他の構成員はア～コまでの要件をすべて満たすこと。

5 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等の受理。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。
協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

6 企画提案書等の提出

別紙「令和5年度那覇市進出可能産業調査事業に係る業務委託仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書及び提案提出書(様式1)
- ② 提案書(様式2)
- ③ 見積明細書(様式3)
- ④ 見積書(様式任意)
- ⑤ 会社概要(様式4)
- ⑥ 類似業務実績調書(様式5)
- ⑦ 定款又は寄付行為
- ⑧ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑨ 直近の市税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類
- ⑩ 協力連携事業者届出書(様式6) ※協力連携事業者がいる場合のみ
※協力連携予定事業者においては、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨を必要とする。
- ⑪ 共同企業体協定書(参考様式) ※共同企業体事業者がいる場合のみ
※協力連携予定事業者においては、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨を必要とする。

※⑧は、3か月以内に発行されたもの、⑨は最新のものを提出すること

(2) 形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて15頁以内とする。
- ② 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、①～⑪の順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ③ 正本1部、副本1部の計2部と、正本のPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可。)を提出すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。

- ④カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出について

- ア 提出先：那覇市役所 商工農水課 産業政策 G
(〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階)
※1 受付は9時～17時(12時～13時は除く)。
※2 閉庁日(土日、祝日)は受付不可。
- イ 提出方法：直接商工農水課窓口へ郵送^{※3}または持参^{※4}
- ウ 提出期限：令和5年7月14日(金曜日) ※必着(書類郵送も含む)
電子メール又はFAXによるものは受け付けない。
提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
※3 郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。
※4 直接持参での提出の場合は、下記番号宛て事前予約をすること。
那覇市商工農水課事務局 (TEL：098-951-3212)

7 質問及び回答

質問がある場合は、別紙「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「令和5年度 那覇市進出可能産業調査事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

- (1) 提出期限：令和5年6月28日(水曜日)
- (2) 宛 先： K-SYOU001@city.naha.lg.jp
※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。
- (3) 回答方法： 令和5年7月4日(火曜日)に本市公式ホームページに掲載する。

8 提案審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会(以下、「委員会」という。)が行う。

その審査の項目は次の表のとおりとする。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計100点満点とする。

No	評価項目
1	事業計画、実施体制及び人員体制について
2	事業内容提案、事業概要について
3	可能性検討調査及びアンケート調査等の実施について
4	会議等運営支援
5	総合評価について
6	価格点

(2) プレゼンテーション日時及び場所(予定)

日時：令和5年7月26日（木曜日） ※時間は別途通知

場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁

- ①プレゼンテーションの実施順番は原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。
- ②1者あたりのプレゼンテーション時間及び質疑応答は15分程度とする。
- ③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。
- ④プロジェクタ、スクリーンを用いる場合は事務局で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者自身が持参すること。
- ⑤那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(3) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

9 失格事項

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について
 - ア 8(4)にて優先交渉権者が特定された後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - イ 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- (2) 協議の成立
 - ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
 - イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
 - ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。
- (3) 見積書の徴取について
 - ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
 - イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11 契約に関する基本事項

- (1) 契約期間
 - 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
 - ア 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使

途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

イ 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。

ウ 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

12 スケジュール（予定）

① 公募（公募開始、募集要領・仕様書等の公開）	令和5年6月16日（金曜日）
② 質問書受付期間	令和5年6月16日（金曜日）から 令和5年6月28日（水曜日）まで
③ 質問書に対する本市回答期限	令和5年7月4日（火曜日）
④ 応募申請書提案書等提出期限	令和5年7月14日（金曜日） 午後5時まで
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）実施（予定）	令和5年7月26日（水曜日）
⑥ 審査結果通知（予定）	令和5年7月28日（金曜日）
⑦ 契約締結（予定）	令和5年8月上旬

13 その他留意事項

- （1）企画提案のための費用等は、すべて企画提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）提案に使用する言語は日本語とする。
- （4）企画提案書委関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- （5）企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等する場合がある。
- （6）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- （7）応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- （8）企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- （9）本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- （10）本業務の募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市ホームページ等で周知するため、確認すること。